

畜舎建築特例法案について

(畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律案)

令和3年2月
農林水産省

1. 法案のポイント

1. 目的【第1条】

畜産業を取り巻く国際経済環境の変化等に鑑み、その国際競争力の強化を図るため、畜舎等の建築等及び利用に関する計画（「畜舎建築利用計画」）の認定制度を創設し、当該認定を受けた計画に基づき建築等及び利用される畜舎等に関する建築基準法の特例を定め、もって畜産業の振興を図ることを目的とする。

2. 対象となる畜舎等【第2条第1項、第3条】

- ・ 畜舎（搾乳施設等の省令で定める施設を含む）又は堆肥舎（対象施設は省令で定める）【第2条第1項】
- ・ 市街化区域・用途地域外の地域の敷地に建築【第3条第3項第1号】、省令で定める高さ以下の平屋で居住のための居室を有さず【第3条第3項第2号】、建築士が設計したもの【第3条第3項第3号】を対象とする

3. 対象となる建築行為【第2条第2項】

対象とする「建築等」は、畜舎等の新築、増築、改築及びその構造に変更を及ぼす行為とする【第2条第2項】

4. 技術基準・利用基準の遵守【第2条第3項・第4項、第7条】

- ・ 「利用基準」とは、畜舎等の利用の方法に関して省令で定める

- ① 畜舎内の滞在時間等の制限
- ② 畜舎内の整頓などによる避難経路の確保
- ③ 例えば、避難訓練など災害の防止・軽減措置をいう

【第2条第4項】

- ・ 「技術基準」とは、畜舎等の敷地・構造・建築設備について省令で定める、

- ① 継続的に畜産経営を行う上で、利用基準と相まって、安全上等について支障がない基準
- ② 都市計画区域等の畜舎等にあつては、建蔽率等について支障がない基準等をいう【第2条第3項】

- ・ 畜舎等は、技術基準に適合するものでなければならない【第7条第1項】
- ・ 畜舎等は利用基準に従って利用しなければならない、用途を変更してはならない【第7条第2項・第3項】

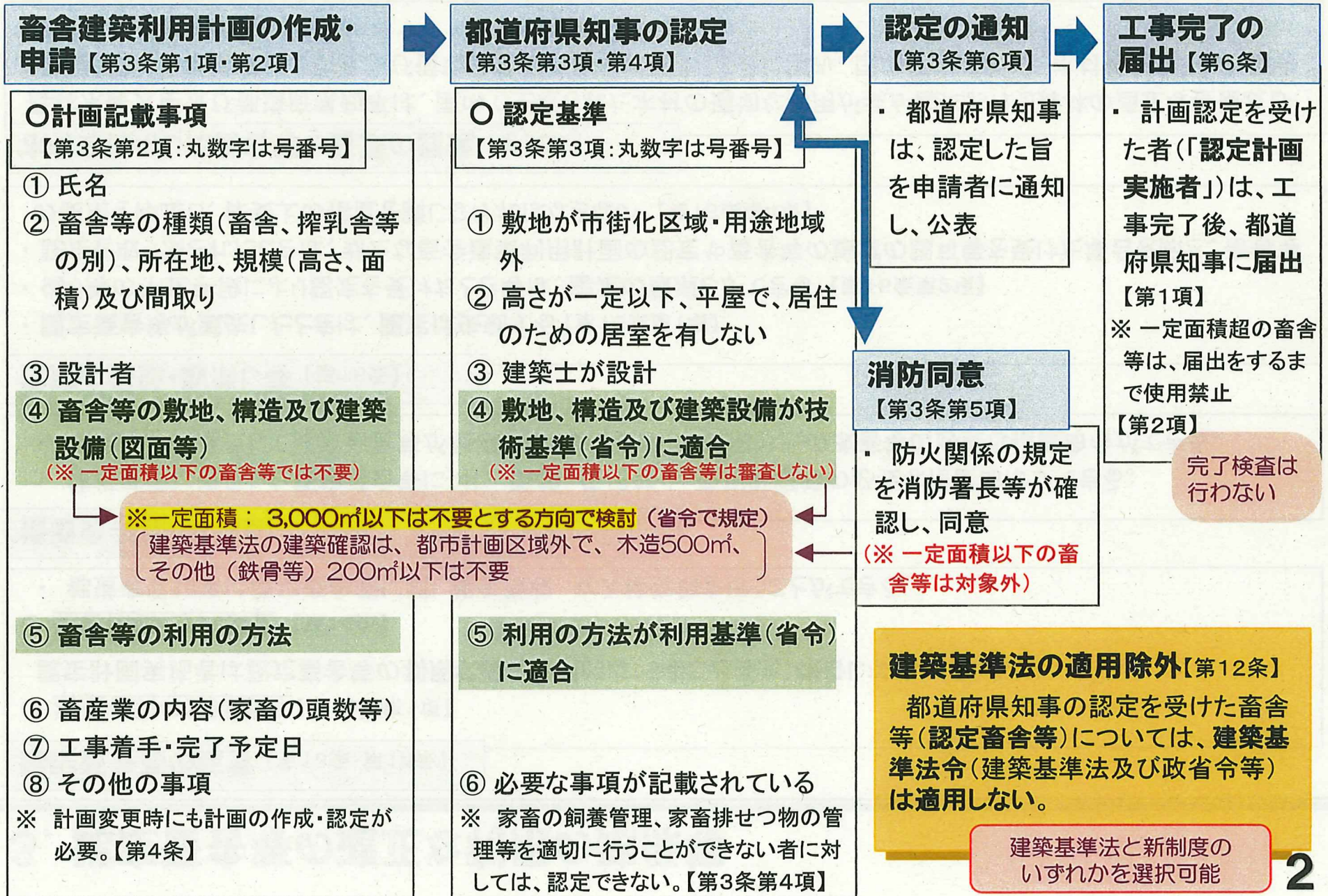
- 畜舎は、住宅や事務所等と比べて滞在時間が短いため、これを踏まえた利用基準を定めることにより、技術基準（構造等の基準）を緩和しても畜舎としての安全性を確保可能。

- 利用基準と技術基準の組み合わせは、省令で規定。

A基準：【簡易な利用基準（宿泊しない等）】＋【建築基準法と同等の技術基準】

B基準：【標準的な利用基準】＋【建築基準法より緩和された技術基準】

2. 計画の認定から畜舎等の利用開始までの流れ



3. 認定畜舎等の適正な利用の確保等

認定畜舎等の監督【第13条・第14条】

○ 利用状況の定期報告【第13条第1項】

認定計画実施者は認定畜舎等の利用状況を定期的に(5年ごと目途)報告しなければならない

○ 報告徴収・立入検査【第14条】

・ 都道府県知事は認定畜舎等に関し報告徴収、立入検査等を行うことができる。

措置命令等【第15条】

- ・ 技術基準に違反した認定畜舎等に対し、除却、使用禁止・使用制限等の必要な措置命令ができる。
- ・ 利用基準に違反して認定畜舎等が利用されているときは、利用方法の改善等の必要な措置命令ができる。

認定の失効・取消し等【第16条】

- ・ 認定畜舎等が滅失したときは、認定は失効する【第16条第1項】
- ・ 偽り等の不正手段により認定を受けたとき等は、認定の取消しができる【第16条第2項】
- ・ 認定を取り消されたときは、新たな畜舎建築利用計画の認定や畜舎等の譲渡の認可等を受けた場合を除き、畜舎等の使用を停止し、保安上の措置を講じなければならない【第16条第4項】

木材を利用した畜舎等の普及の促進【第22条】

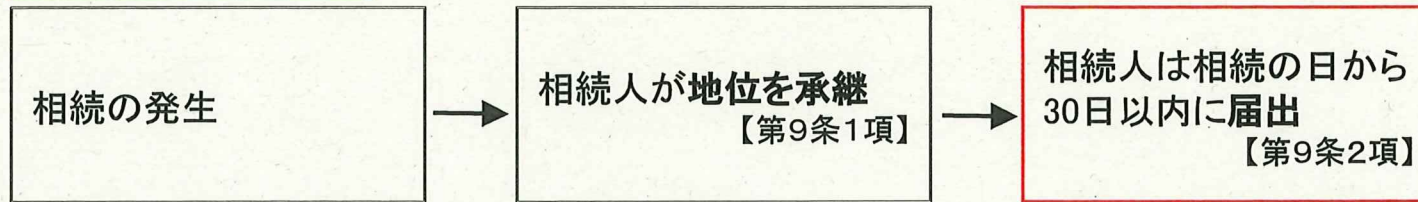
農林水産大臣及び都道府県知事は、国内で生産された木材の適切な利用が我が国における森林の適正な整備及び保全並びに地球温暖化の防止及び循環型社会の形成に資することに鑑み、国内で生産された木材等を利用した畜舎等の普及が図られるよう配慮する

附則(施行期日)【附則】

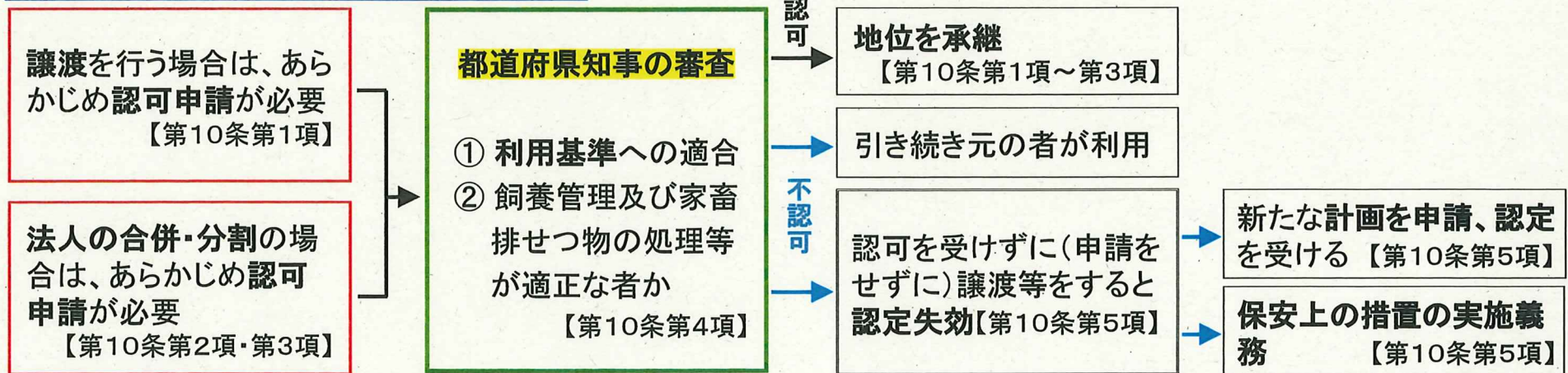
公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

(参考) 認定畜舎等の所有者変更等の手続

① 相続【第9条】



② 譲渡、法人の合併・分割【第10条】



③ 法人の解散【第11条】

